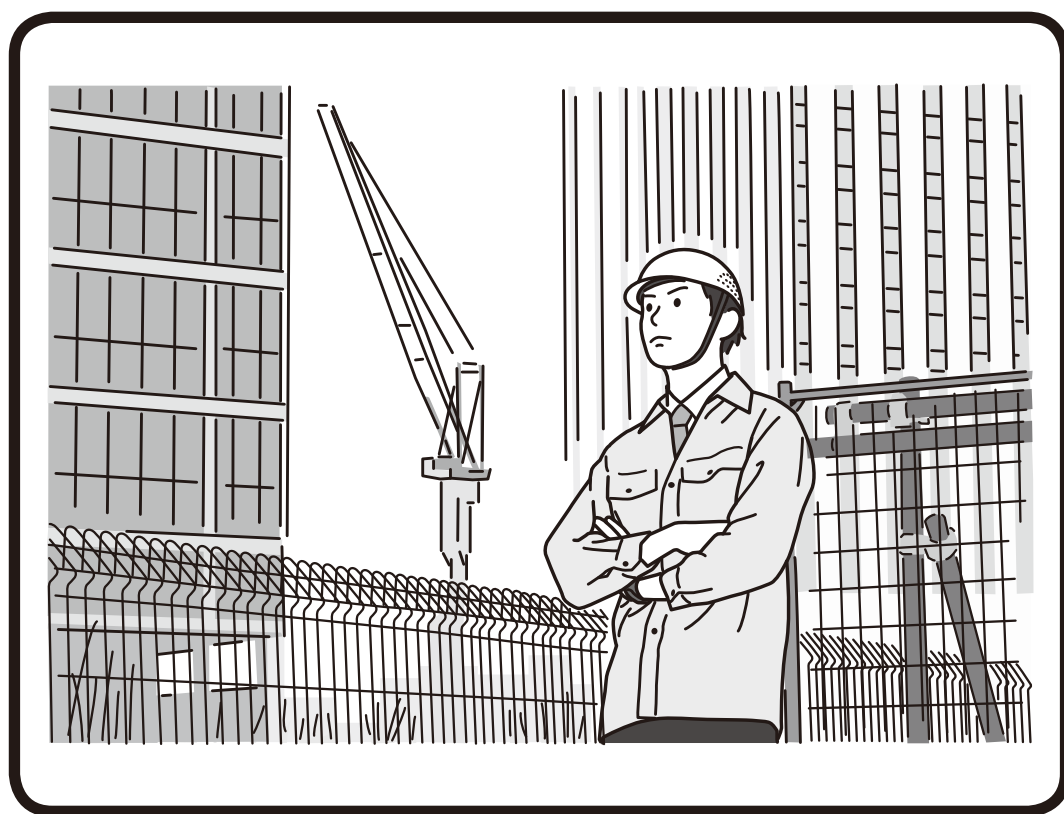


令和7年

建設工事における労働災害の現状



熊 本 労 働 局

熊本労働局発表
(局長 金成 真一)
令和7年5月19日

報道関係者 各位



建設業(土木工事業等)における死亡労働災害多発緊急警報発令します

～今年4月までに熊本県内の建設業における死亡労働災害が4件発生～

このたび、熊本労働局（局長 金成 真一）では、県内の建設業において死亡労働災害が多発していることを踏まえ、令和7年5月20日から同年7月19日までを期間とした『建設業（土木工事業等）における死亡労働災害多発緊急警報』（以下『建設業死亡災害多発緊急警報』という）を発令します。

熊本労働局及び労働基準監督署においては、熊本県内の建設業関係団体等に対して、この緊急警報発令期間中の『特に徹底していただきたい7つの労働災害防止対策』について別添1のリーフレットを活用のうえ、周知及び指導を行います。詳細については裏面をご覧ください。

【建設業における死亡労働災害発生状況】

- ◆ 令和7年の建設業における死亡者数は4月までで4人（前年同期は0人）。
- ◆ 建設業における死亡者数4人のうち3人が土木工事業によるもの。
- ◆ 車両系建設機械の使用に当たって作業計画の策定及び立入禁止措置を行わなかったもの、土砂崩壊の危険性がある溝掘削作業において土止め支保工を使わなかったもの等、基本的な安全対策が徹底されていない状況が認められる。
- ◆ 死亡労働者の年齢別では、50代と60代の高年齢労働者の災害がある一方で、20代の若年労働者の災害も発生している。

【特に徹底していただきたい7つの労働災害防止対策】

- ◆ リスクアセスメントの実施によるリスク低減対策を講じた安全作業の徹底
- ◆ 車両系建設機械等の転倒・転落防止対策及び周辺労働者との接触防止対策の徹底
- ◆ 土止め先行工法に関するガイドラインに基づく土砂崩壊防止対策の徹底
- ◆ 型枠支保工の組立て・解体作業における作業主任者の選任及びその職務の徹底
- ◆ 若年労働者への雇い入れ時等の安全衛生教育の徹底
- ◆ 加齢に伴う労働災害発生リスクに対応した高年齢労働者の安全衛生対策の徹底
- ◆ 熱中症の重篤化防止対策及び予防対策の徹底



熊本労働局及び労働基準監督署における今後の取組

●熊本労働局における取組

以下の取組を実施します。

1 周知広報

建設業死亡災害多発緊急警報を発令したことを、局ホームページに掲載することともに、別添 1 のリーフレット及び関係資料を掲載することにより広く周知します。

2 関係団体等への緊急要請等

5月21日（水）及び同月28日（水）、別添 2 の労働災害防止団体、事業者団体及び労働団体に対して緊急要請を行います。また、公共工事発注機関及び民間工事発注関係団体に対して協力依頼を行います。

3 各種会合等を活用した周知啓発

建設死亡災害多発緊急警報期間中、各団体の総会・協議会や安全大会等において別添 1 のリーフレットを活用し周知啓発を図ります。

●労働基準監督署における取組

建設業死亡災害多発緊急警報期間中、各署（熊本、八代、玉名、人吉、天草、菊池）において以下の取組を実施します。

1 監督指導

建設業に対する監督指導については、土木工事が行われている現場を中心に実施することとし、別添 1 のリーフレットを活用し『特に徹底していただきたい7つの労働災害防止対策』等が遵守されているか確認し、必要な指導を行います。

2 集団指導

建設関係工事関係者連絡会議をはじめ関係の会議等の場において、別添 1 のリーフレットを活用し『特に徹底していただきたい7つの労働災害防止対策』等の遵守等について説明・指導を行います。

3 その他

管内の状況を踏まえた取組を実施します。

- ・団体・企業の安全大会等の場における周知・説明（安全講話）
- ・土木工事が行われている現場に対する署長パトロールの実施 など

建設業（土木工事業等）における 死亡労働災害多発緊急警報発令中！

【発令期間：令和7年5月20日から同年7月19日まで】

熊本県内の令和7年の建設業における死亡災害は、4月末時点で4人（前年同期0人）となっており、大変憂慮すべき事態となっています。また、4人のうち3人が土木工事業においてのものです。

このため、熊本労働局では、建設業、特に土木工事業における労働災害防止対策を徹底するため、特に留意いただきたい事項を裏面のとおりに取りまとめました。

各事業場においては、安全衛生活動の点検をお願いします。

死亡災害の概要

①建設機械に轢かれる。

発生月：1月
業種：土木工事業
年齢：60代
事故の型：激突され
起因物：車両系建設機械
（ドラグ・ショベル）

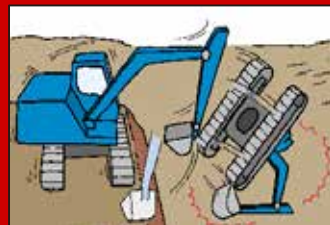
●災害発生状況
工場敷地内の整地工事において、手工具により地ならし作業を行っていた労働者が、後進してきたドラグ・ショベルに激突されたもの。



②建設機械とともに転落する。

発生月：2月
業種：その他の建設業
年齢：60代
事故の型：墜落・転落
起因物：車両系建設機械
（ドラグ・ショベル）

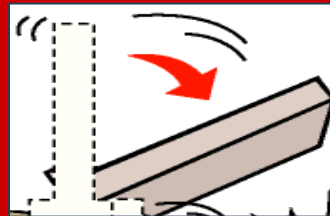
●災害発生状況
くり畑で横転したドラグ・ショベルのヘッドガードと運転席の間に被災者が横わたっているところを発見され、死因は外傷性のものであった。



③型枠の取り外し作業中、コンクリート擁壁が倒壊し下敷きとなる。

発生月：4月
業種：土木工事業
年齢：20代
事故の型：崩壊・倒壊
起因物：建築物・構築物

●災害発生状況
2人でコンクリート擁壁を挟み込み、根本付近の型枠材をハンマーで叩いていたところ、被災者側にコンクリート擁壁が倒壊し下敷きとなる。



④深さ3mの掘削箇所にて作業中、土砂崩壊が発生し生き埋めとなる。

発生月：4月
業種：土木工事業
年齢：50代
事故の型：崩壊・倒壊
起因物：地山・岩石

●災害発生状況
造成工事において掘削作業中、深さ3～4mの掘削箇所に進入していたところ、片側切面の土砂が崩壊し2名が被災し、うち1名が生き埋めとなり死亡。



建設業の労働災害を防止しましょう！

(点検実施日 年 月 日)

チェック項目 (できている場合にチェックしてください)	☒
1 高さ2メートル以上の場所で作業を行う時に、幅40センチメートル以上の作業床、高さ85センチメートル以上の手すり、中さん等の設置、開口部への囲い及び墜落制止用器具等を使用していますか？	☐
2 はしごや脚立等を使用する時に、はしごの上部、下部の固定状況などの確認や転位防止、開き角度を75度以下にする等の措置を行っていますか？	☐
3 建設機械やクレーン等を使用する時に、周囲の作業員と接触させないために柵等による作業半径内の立入禁止や誘導員を配置する等の措置を行っていますか？	☐
4 建設機械で作業する時に、掘削箇所周辺の地質の状況、埋設物等の有無の調査を行い、その結果をもとにした安全な作業計画を作成し、作業者全員に周知していますか？	☐
5 建設機械の運行経路について、路肩の崩壊の防止や、地盤の不動沈下を防止すること等の措置を行っていますか？	☐
6 建設機械の転倒又は転落のおそれのある場所で建設機械を使用する時に、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたものを使用していますか？また、運転者にシートベルトを使用するよう教育していますか？	☐
7 明り掘削の作業において、地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれがある時に、あらかじめ、土止め支保工を設け、防護網を張り、労働者の立入りを禁止する等の危険を防止するための措置を行っていますか？	☐
8 クレーン機能付きの建設機械で荷のつり上げ作業を行う時に、小型移動式クレーン等の資格を持った有資格者に操作を行わせ、定格荷重を超えないようにクレーンモードにしていますか？	☐
9 若年労働者への雇い入れ時等の安全衛生教育及び加齢に伴う身体・精神機能の低下による労働災害発生リスクに対応した高齢労働者の安全衛生対策を行っていますか？	☐
10 暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策及び熱中症の重篤化を防止する対策（報告体制、手順作成、関係労働者への周知）を行っていますか？	☐

● **労働災害防止団体（1 団体）**

- ・ 建設業労働災害防止協会 熊本県支部

● **事業者団体（7 団体）**

- ・ 一般社団法人熊本県建設業協会
- ・ 熊本県管工事業組合連合会
- ・ 一般社団法人熊本県造園建設業協会
- ・ 一般社団法人熊本県法面保護協会
- ・ 一般社団法人熊本県道路舗装協会
- ・ 熊友会型枠協同組合
- ・ 一般社団法人九州林業土木協会

● **労働者団体（2 団体）**

- ・ 全日本建設交通一般労働組合九州支部
- ・ 日本労働組合総連合会熊本県連合会

● **民間工事発注関係団体（4 団体）**

- ・ 熊本県経営者協会
- ・ 熊本県中小企業団体中央会
- ・ 熊本県商工会議所連合会
- ・ 熊本県商工会連合会

● **公共工事発注機関（62 団体）**

- ・ 国土交通省九州地方整備局

熊本営繕事務所、熊本河川国道事務所、八代河川国道事務所、八代復興事務所 熊本港湾・空港整備事務所、阿蘇砂防事務所、菊池川河川事務所
--

- ・ 農林水産省九州農政局

農村振興部、土地改良技術事務所、八代平野農業水利事業所、宇城農地整備事業所 八代海岸保全事業所
--

- ・ 九州森林管理局
- ・ 熊本県

企業局、土木部、農林水産部

- ・ 地方共同法人日本下水道事業団熊本事務所
- ・ 市町村

熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市 宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町 菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町 甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村 五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町

まえがき

県内における令和6年の建設業の労働災害による死傷者数（休業4日以上）は、前年の258人から24人減少し234人になりましたが、そのうち2人の尊い命が失われました。昨年は死傷者数、死亡者数ともに過去最少を更新しましたが、今年は4月までに死亡者数が4人となり緊急警報を発令する状態となっています。また、全国の労働災害をみますと、建設機械などの接触による重篤な災害（「労働者」ではない「作業に従事する者」の被災を含む。）や熱中症による重篤な災害が後を絶たない状況にあります。

このような状況を踏まえ、建設機械などの接触の防止や搭乗の制限において、作業を請け負わせる請負人（一人親方、下請業者）や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など契約関係は問わない。）に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、労働安全衛生規則が改正され4月1日から施行されています。また、熱中症対策の強化として、熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」を義務付ける労働安全衛生規則の改正が6月1日から施行されます。

熊本労働局では、令和5年度より「第14次労働災害防止推進計画（5ヵ年）」において、建設業の死亡者数を15%以上、死傷者数を5%以上減少させる目標を立て、労働災害防止対策を推進しています。

労働災害防止対策の推進に当たっては、工事現場における統括管理を基本とし、当該現場を管理する店社が指導・援助を的確に行うとともに、労働災害防止団体、関係業界団体、発注者及び労働基準行政が一体となって、総合的に推進していくこととします。また、労働安全衛生関係法令の遵守はもとより、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置の実施、さらに事業者の主体的能力に応じた労働安全衛生マネジメントシステムの導入を推進させることにより、自主的な安全衛生活動を活性化し、もって、工事現場における安全衛生水準を一層向上させることとします。

この冊子は、各労働基準監督署に提出された労働者死傷病報告（休業4日以上）を集計・分析し、事業者や安全衛生担当者の方々の活動に資するために作成したものです。各事業場における安全衛生活動において、活用していただきますようお願い申し上げます。

令和7年5月

熊本労働局労働基準部健康安全課

目 次

1. 熊本県における労働災害の状況

(1) 業種別年別労働災害発生状況	1
(2) 労働災害発生状況の推移	2
(3) 事故の型別労働災害発生状況（建設業）	2
(4) 起因物別労働災害発生状況（建設業）	2
(5) 事故の型別労働災害発生状況（土木工事業）	3
(6) 起因物別労働災害発生状況（土木工事業）	3
(7) 事故の型別労働災害発生状況（建築工事業）	3
(8) 起因物別労働災害発生状況（建築工事業）	3
(9) 年齢別労働災害発生状況（建設業）	4
(10) 年齢別労働災害発生状況（土木工事業）	4
(11) 年齢別労働災害発生状況（建築工事業）	4
(12) 死亡災害発生状況の年別推移	5
(13) 年別・事故の型別死亡災害発生状況（建設業）	6
(14) 年別・起因物別死亡災害発生状況（建設業）	6
(15) 熱中症による休業4日以上死傷者数の推移（熊本県内）	7
(16) 熱中症による休業4日以上死傷者数の推移（全国）	7
(17) 発注機関別死亡災害の割合	8

2. 死亡災害発生状況（令和6年）

9

3. 災害事例

(1) 土砂崩壊（死亡）	10
(2) 誤作動したドラグ・ショベルのバケットにはさまれ（死亡）	11
(3) トラックの荷台から墜落（死亡）	12

4. リーフレット

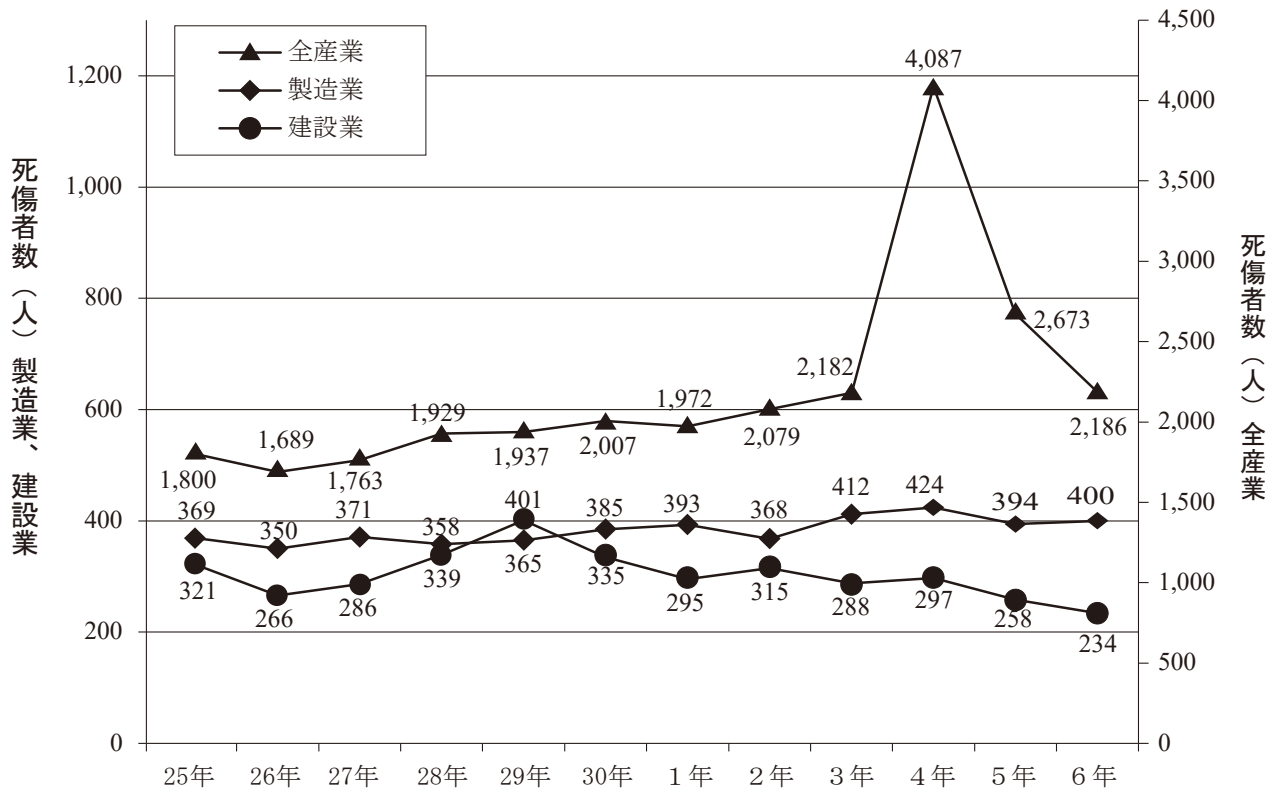
(1) 第14次労働災害防止推進計画（14次防）	13
(2) 労働者の転倒災害を防止しましょう	15
(3) エイジフレンドリーガイドライン	16
(4) 足場からの墜落防止措置が強化されます	17
(5) 職場における熱中症対策の強化について	21
(6) 危険場所等における保護措置の対象が拡大されます	23

1. 熊本県における労働災害

(1) 業種別年別災害発生状況

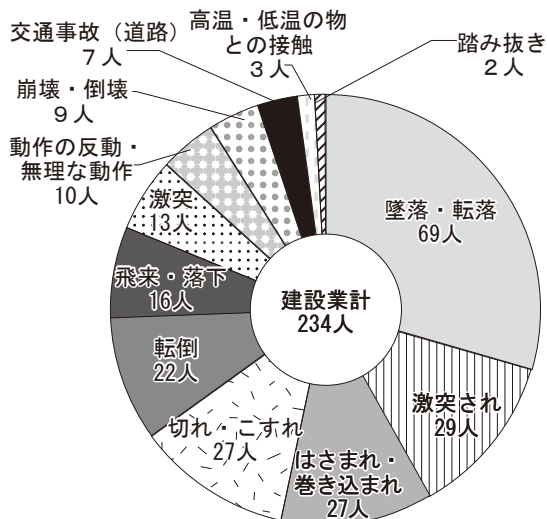
業 種 \ 発生年	令和 2 年			令和 3 年			令和 4 年			令和 5 年			令和 6 年		
	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計
01 製造業小計	1	367	368	0	412	412	0	424	424	1	393	394	1	399	400
02 鉱業小計	0	7	7	0	3	3	0	7	7	0	1	1	0	6	6
01 水 力 発 電 所	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1
02 トンネル建設工事	0	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0
03 地下鉄建設工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
04 軌道建設工事	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
05 橋梁建設工事	1	4	5	0	4	4	0	3	3	0	0	0	0	1	1
06 道路建設工事	0	24	24	0	20	20	0	21	21	0	19	19	1	20	21
07 河川土木工事	0	8	8	1	6	7	0	9	9	0	5	5	0	8	8
08 砂防工事業	0	0	0	0	1	1	1	5	6	0	2	2	0	1	1
09 土地整理土木	0	4	4	0	6	6	0	5	5	0	9	9	0	6	6
10 上下水道	1	2	3	0	1	1	1	1	2	0	1	1	0	5	5
11 港湾海岸	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0
99 その他土木	0	42	42	1	38	39	1	42	43	1	41	42	0	31	31
01 土木工事	2	88	90	2	77	79	3	89	92	1	80	81	2	72	74
01 鉄骨・鉄筋家屋	2	26	28	0	48	48	0	35	35	0	39	39	0	26	26
02 木造家屋建築	2	67	69	0	45	45	0	46	46	0	32	32	0	33	33
03 建築設備工事	0	13	13	0	16	16	0	12	12	1	17	18	0	20	20
09 その他の建築工事	0	48	48	0	49	49	0	40	40	0	39	39	0	26	26
02 建築工事	4	154	158	0	158	158	0	133	133	1	127	128	0	105	105
01 電気通信工事	0	8	8	0	7	7	1	8	9	0	4	4	0	5	5
02 機械器具設置	0	6	6	1	5	6	0	2	2	0	5	5	0	5	5
09 その他の建設	0	53	53	0	38	38	0	61	61	1	39	40	0	45	45
03 その他の建設	0	67	67	1	50	51	1	71	72	1	48	49	0	55	55
03 建設業小計	6	309	315	3	285	288	4	293	297	3	255	258	2	232	234
04 運輸交通業小計	0	216	216	1	185	186	0	215	215	0	212	212	2	199	201
05 貨物取扱小計	0	6	6	0	7	7	0	4	4	0	7	7	0	9	9
06 農林業小計	1	74	75	3	81	84	3	70	73	2	74	76	0	78	78
07 畜産・水産業小計	1	42	43	0	39	39	0	47	47	0	37	37	0	30	30
08 商業	0	281	281	1	318	319	4	325	329	2	292	294	0	306	306
09 金融広告業	0	16	16	0	24	24	0	19	19	0	23	23	0	15	15
10 映画・演劇業	0	2	2	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	1	1
11 通信業	0	20	20	0	22	22	0	16	16	0	28	28	0	29	29
12 教育研究	0	20	20	0	24	24	0	45	45	0	20	20	0	29	29
13 保健衛生業	0	372	372	2	438	440	3	2,256	2,259	0	968	968	0	511	511
14 接客娯楽	0	98	98	0	134	134	0	154	154	0	129	129	0	143	143
15 清掃・と畜	1	116	117	1	79	80	0	94	94	0	109	109	0	89	89
16 官公署	0	5	5	0	6	6	0	5	5	1	6	7	0	3	3
17 その他の事業	0	118	118	0	114	114	0	98	98	0	109	109	1	101	102
合 計	10	2,069	2,079	11	2,171	2,182	14	4,073	4,087	9	2,664	2,673	6	2,180	2,186

(2) 労働災害発生状況の推移



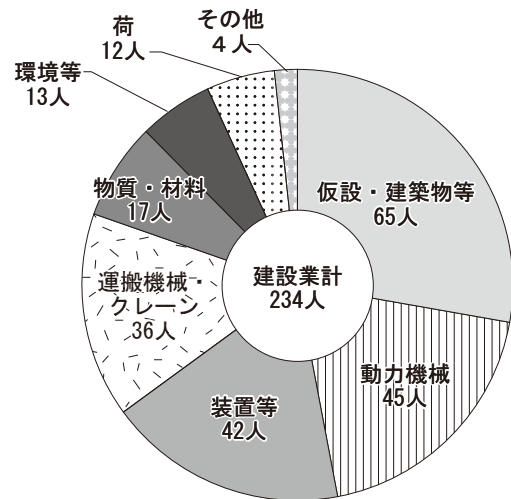
全産業における労働災害の死傷者数は、新型コロナウイルス感染症による労働災害が減少した結果、令和4年から大幅に減少している。また、建設業の死傷者数は、平成29年に熊本地震の災害復旧工事の増加により一時的に増加が認められたが、それ以降は減少傾向が続き令和6年は過去最少をさらに更新した。

(3) 事故の型別労働災害発生状況（建設業）



建設業の災害を「事故の型」別にみると、死傷者数234人のうち墜落・転落69人（29.5%）が最も多く、続いて激突され29人（12.4%）、はさまれ・巻き込まれ27人（11.5%）、切れ・こすれ27人（11.5%）、転倒22人（9.4%）の順となっている。特に、墜落・転落災害については引き続き徹底した対策を講じていくとともに、転倒災害などの労働者の作業行動に起因する災害についても労働災害防止対策を着実に進めていく必要がある。

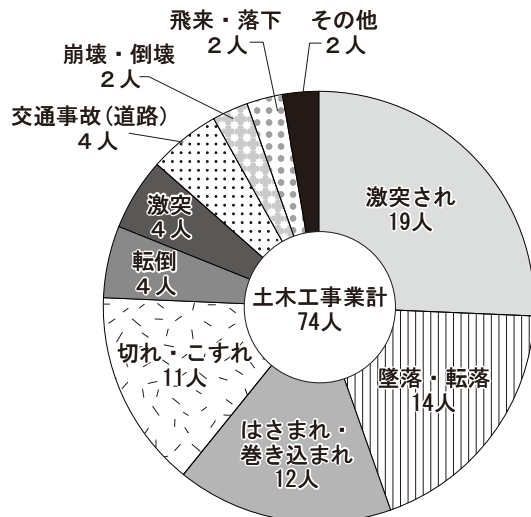
(4) 起因物別労働災害発生状況（建設業）



起因物とは、災害をもたらすもととなった物ということから、一般的には不安全な状態にあったものを指している。建設業の災害を「起因物」別にみると、死傷者数234人のうち、仮設・建築物等65人（27.8%）が最も多く、続いて動力機械45人（19.2%）、装置等42人（17.9%）、運搬機械・クレーン36人（15.4%）、物質・材料17人（7.3%）の順となっている。

足場等の仮設物や建設機械等の機械は点検を確実にし、常時安全な状態を保持して使用する必要がある。また、作業行動に起因する災害を防止するため、作業場の整理整頓を行うとともに、作業者が安全の基本ルールに基づき行動することが重要である。

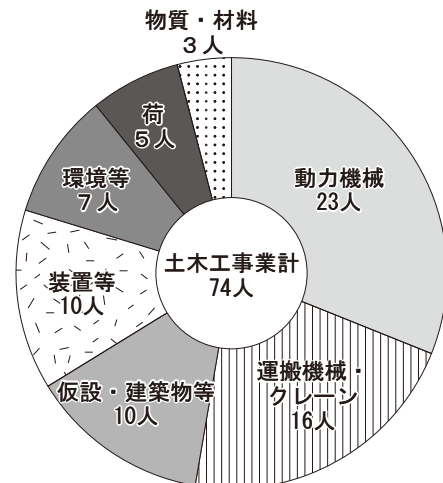
(5) 事故の型別労働災害発生状況（土木工事業）



土木工事業の災害を「事故の型」別にみると、死傷者数 74 人のうち衝突され 19 人 (25.7%)、墜落・転落 14 人 (18.9%)、はさまれ・巻き込まれ 12 人 (16.2%)、切れ・こすれ 11 人 (14.9%) の順となっている。

建設機械等を使用する場合は危険箇所への立入禁止（建設機械等を用いた作業の際の作業半径内の立入禁止、運搬機械等の運行経路と歩道との完全な分離）や誘導者の配置を行い、機械に衝突され及びはさまれ・巻き込まれる災害の防止対策を講じる。また、作業場所、足場、のり面等からの墜落・転落災害防止のため、手すり等の設置、高所作業における適切な要求性能墜落制止用器具の使用や昇降設備の設置・使用を徹底する。さらに、転倒などの労働者の作業行動に起因する災害を防止するため、4 S 活動などの職場環境づくりや健康確保づくりを実施していく必要がある。

(6) 起因物別労働災害発生状況（土木工事業）

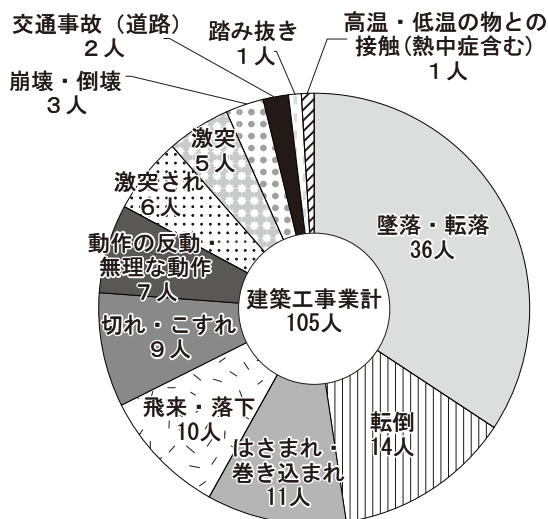


土木工事業の災害を「起因物」別にみると、死傷者数 74 人のうち、動力機械 23 人 (31.1%) と運搬機械・クレーン 16 人 (21.6%) で過半数を占め、機械による災害が目立った。続いて、仮設・建築物等 10 人 (13.5%)、装置等 10 人 (13.5%)、環境等 7 人 (9.5%)、荷 5 人 (6.8%) の順となっている。

機械災害を防止するためには、基本的なこととして、機械を操作する者は安全な操作手順を遵守するとともに、付近の作業者が機械の稼働による危険範囲に立ち入らないことを徹底する。また、機械について法令上の危害防止措置を適切に講じるとともに、リスクアセスメントを実施した場合は、リスク低減措置を講じた後の残留リスクの情報を作業者が共有することが重要である。さらに、機械の安全化として、車両系建設機械、小型移動式クレーンについては、労働災害防止に有効な安全機能を装備する機械（高度安全機械等）とすることが望まれる。

次に、仮設・建築物等については常に墜落のおそれがない状態に保持し、作業者が墜落制止用器具を適切に使用するなど安全の基本ルールを遵守し行動することが重要である。

(7) 事故の型別労働災害発生状況（建築工事業）

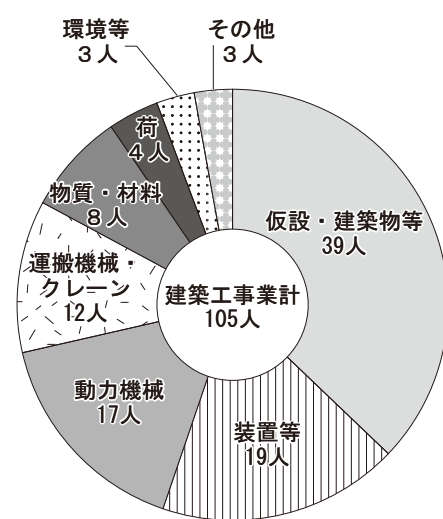


建築工事業の災害を「事故の型」別にみると、死傷者数 105 人のうち墜落・転落が 36 人 (34.3%) で最も多く、続いて転倒 14 人 (13.3%)、はさまれ・巻き込まれ 11 人 (10.5%)、飛来・落下 10 人 (9.5%) の順となっている。

墜落・転落が全体の 3 割以上を占めており、足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等、墜落・転落災害防止対策の充実強化を図るとともに、作業が短時間であっても適切な要求性能墜落制止用器具を確実に使用するなどの墜落防止対策を徹底する必要がある。

また、転倒や動作の反動・無理な動作などの作業者の行動に起因する災害についても一定の割合で発生していることから、4 S 活動、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、身体機能の維持向上のための健康づくりなどの取組を行う必要がある。

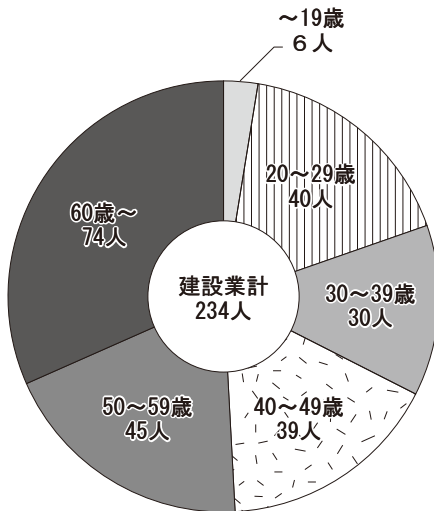
(8) 起因物別労働災害発生状況（建築工事業）



建築工事業の災害を「起因物」別にみると、死傷者数 105 人のうち仮設・建築物等 39 人 (37.1%) が最も多く、続いて装置等 19 人 (18.1%)、動力機械 17 人 (16.2%)、運搬機械・クレーン 12 人 (11.4%)、物質・材料 8 人 (7.6%) の順となっている。

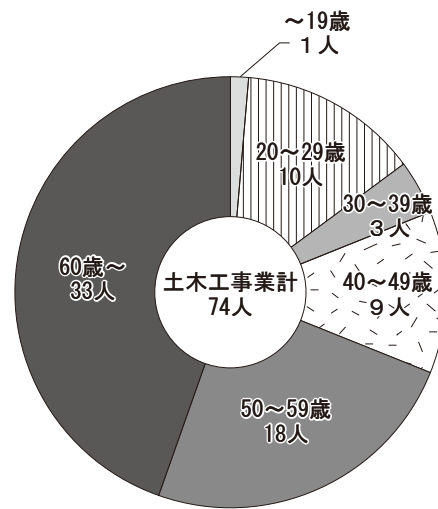
前記 (7) の状況から、仮設・建築物等からの墜落・転落災害が多発していることが明らかであることから、足場などは点検者を指名して点検を確実に任せ、常に墜落危険箇所が生じないようにするとともに、足場の組立、解体時等においては作業主任者が要求性能墜落制止用器具等の使用状況の監視を行うなど、適切に墜落防止対策を講じていく必要がある。また、装置等の内訳の多くは用具であるが、脚立や移動はしごなどの器具の使用はできるだけ避け、安全な作業床の確保を基本としなければならない。さらに、機械等による災害も多く発生していることから、機械について法令上の危害防止措置を適切に講じることが重要である。

(9) 年齢別労働災害発生状況（建設業）



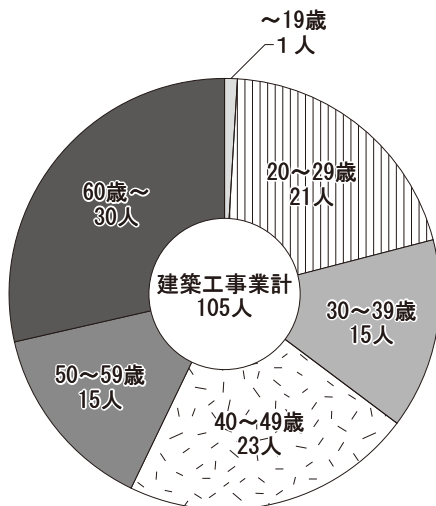
被災労働者の年齢構成をみると、最も多数を占めているのは、60歳以上で74人（31.6%）、続いて50～59歳が45人（19.2%）、20～29歳が40人（17.1%）、40～49歳が39人（16.7%）、30～39歳が30人（12.8%）、19歳以下が6人（2.6%）の順となっており、依然として60歳以上の高年齢労働者の割合が最も多く、他は各年代において被災している状況が見受けられる。一般的に、加齢に伴い心身機能が低下するため、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき職場環境改善などの取組みを進める必要がある。

(10) 年齢別労働災害発生状況（土木工事業）



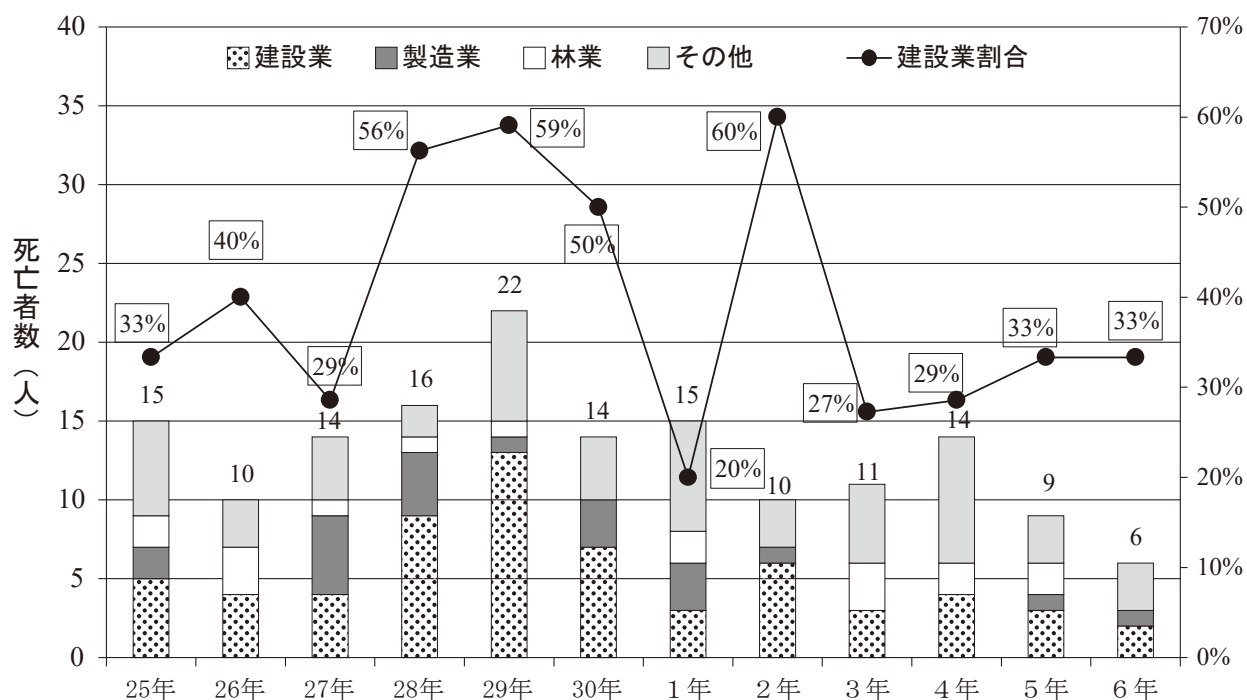
被災労働者の年齢構成をみると、最も多数を占めているのは、60歳以上で33人（44.6%）、続いて50～59歳が18人（24.3%）、20～29歳が10人（13.5%）、40～49歳が9人（12.2%）、30～39歳が3人（4.1%）、19歳以下が1人（1.4%）となっており、極端に60歳以上の高年齢労働者が多く、50歳以上の被災者の割合が約7割に達する。このような状況から、高年齢労働者の労働災害を防止することが、最も重要な課題の一つといえる。

(11) 年齢別労働災害発生状況（建築工事業）



被災労働者の年齢構成をみると、最も多数を占めているのは、60歳以上で30人（28.6%）、続いて40～49歳が23人（21.9%）、20～29歳が21人（20.0%）、30～39歳と50～59歳が15人（14.3%）、19歳以下が1人（1.0%）の順となっており、60歳以上の高年齢労働者が最も多く、他は各年代において被災している状況が見受けられる。

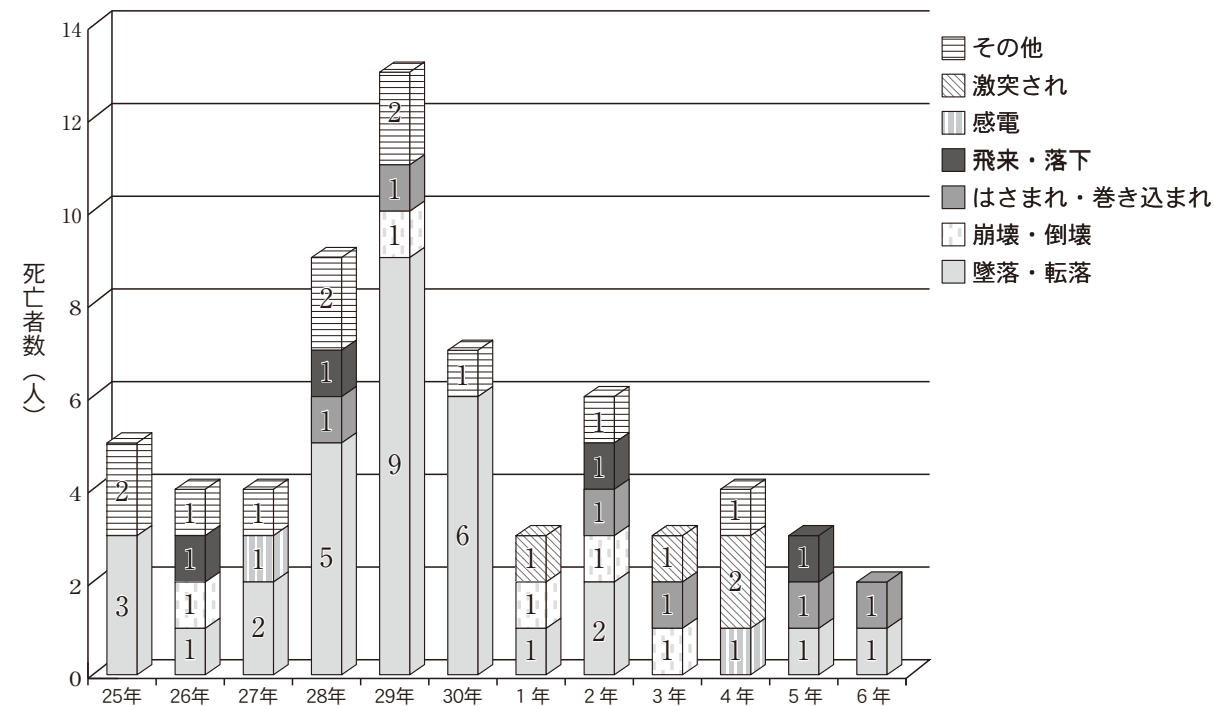
(12) 死亡災害発生状況の年別推移



	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
建 設 業	5	4	4	9	13	7	3	6	3	4	3	2
製 造 業	2	0	5	4	1	3	3	1	0	0	1	1
林 業	2	3	1	1	1	0	2	0	3	2	2	0
そ の 他	6	3	4	2	7	4	7	3	5	8	3	3
合 計	15	10	14	16	22	14	15	10	11	14	9	6
建設業割合	33%	40%	29%	56%	59%	50%	20%	60%	27%	29%	33%	33%

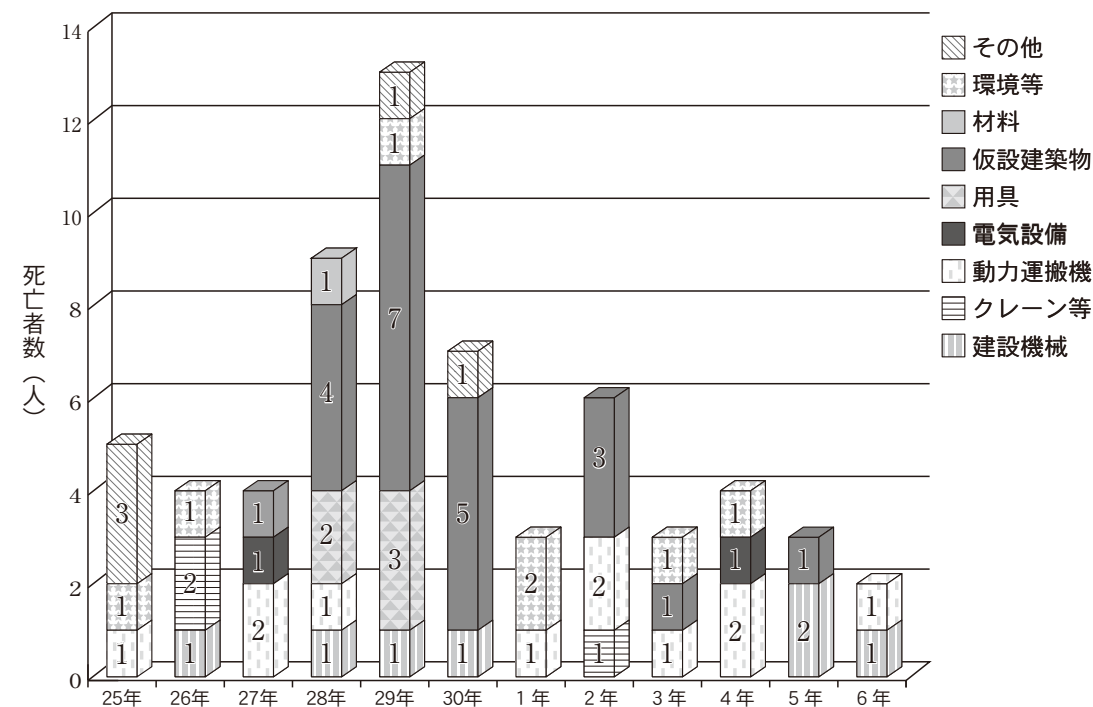
全業種において死亡災害は減少傾向が続き、令和6年は6人と過去最少をさらに更新した。建設業においても増減を繰り返しながらも減少傾向が続き、令和6年は2人と過去最少を更新した。

(13) 年別・事故の型別死亡災害発生状況（建設業）



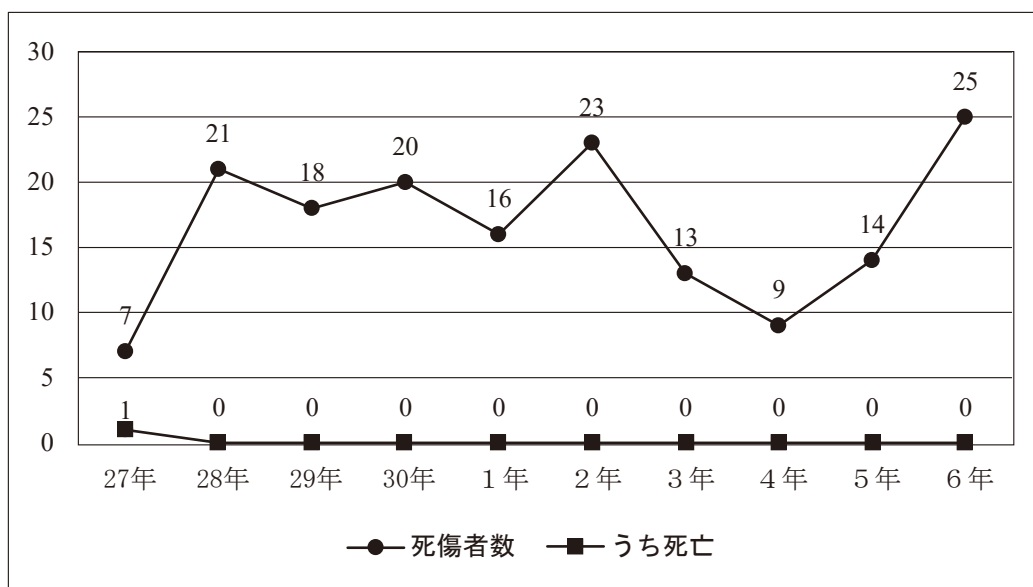
令和6年の死亡災害を「事故の型」別にみると、「墜落・転落」と「はさまれ・巻き込まれ」がそれぞれ1人であった。

(14) 年別・起因物別死亡災害発生状況（建設業）



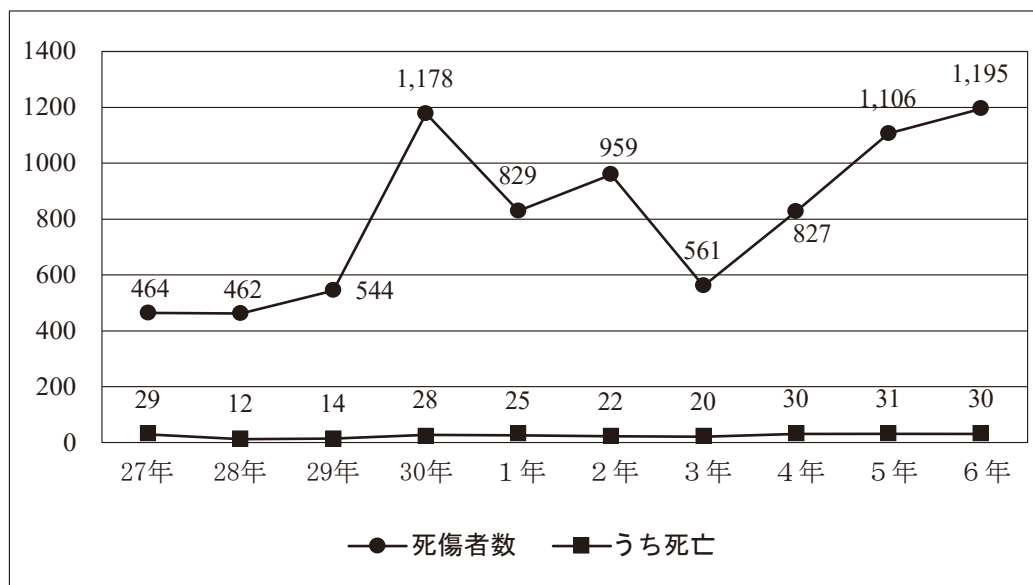
令和6年の死亡災害を「起因物」別にみると、「建設機械」と「動力運搬機」がそれぞれ1人であった。

(15) 熱中症による休業4日以上死傷者数の推移（熊本県内）



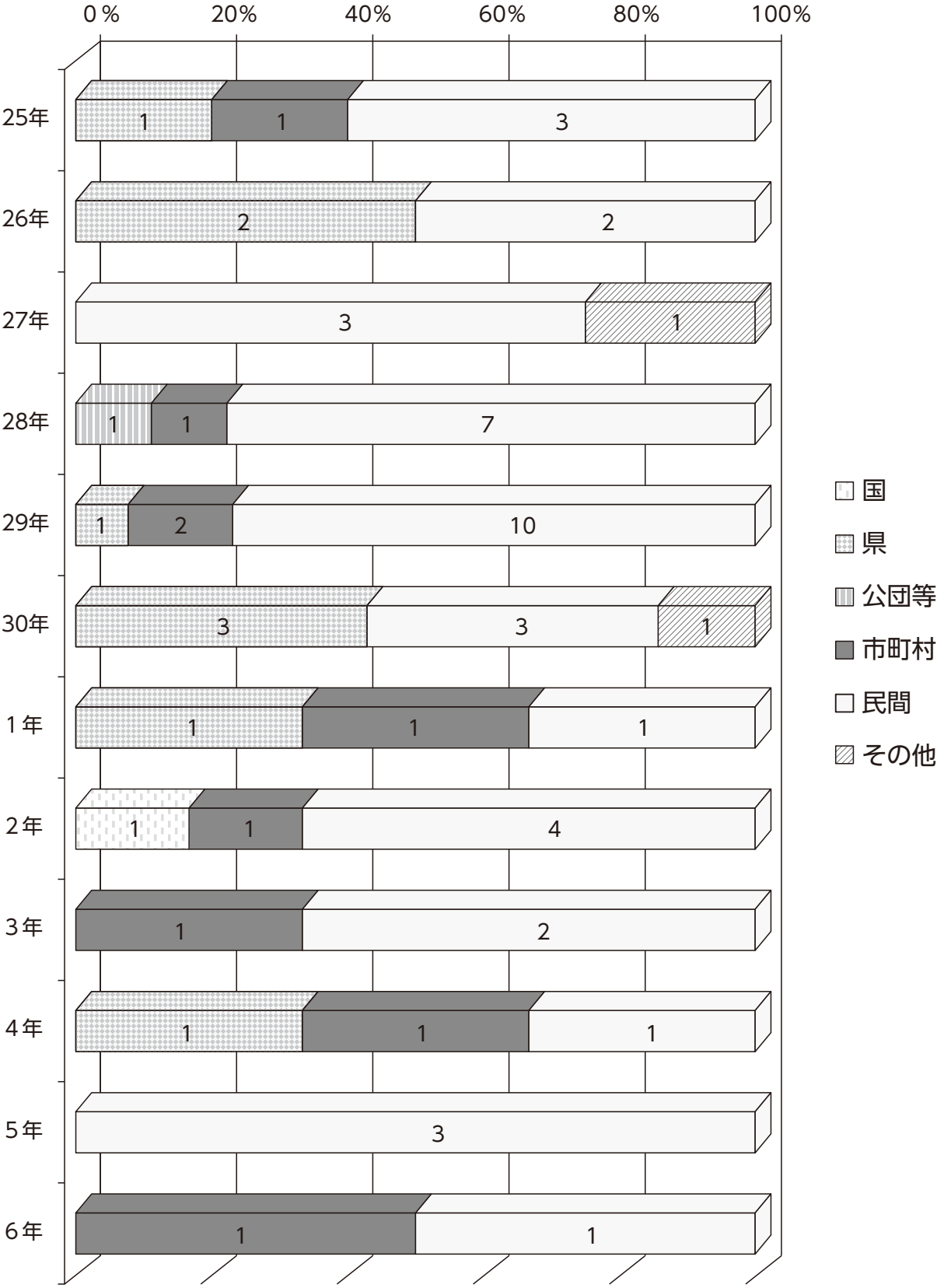
	27年	28年	29年	30年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
死傷者数	7	21	18	20	16	23	13	9	14	25
うち死亡	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(16) 熱中症による休業4日以上死傷者数の推移（全国）



	27年	28年	29年	30年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
死傷者数	464	462	544	1,178	829	959	561	827	1,106	1,195
うち死亡	29	12	14	28	25	22	20	30	31	30

(17) 発注機関別死亡災害の割合



2. 死亡災害発生状況（令和6年）

No.	発生月	業 種	事故の型	起因物	発 生 状 況
1	5月	土木工事業	墜落・転落	解体用機械	令和2年7月豪雨により損壊した村道の復旧工事において、被災者は解体用機械（ブレーカ）を用いて既存のコンクリート擁壁の破砕作業を行っていたところ、破砕していたコンクリート擁壁の塊が谷側に滑り出し、ブレーカの先端が当該コンクリートの塊に引っ掛かったまま、重機ごと川岸に転落したものの。被災者は重機から投げ出され、重機と破砕したコンクリートの塊に挟まれ負傷し、搬送先の病院で死亡が確認されたものの。
2	8月	土木工事業	はさまれ・巻き込まれ	不整地運搬車	基礎拡張工事中、不整地運搬車で土砂運搬するため、配管（銅管）の下を後退で潜り抜けた際に、頭部を銅管と車両の手すりの間に挟まれたものの。

3. 災害事例

(1) 土砂崩壊（死亡）

発生状況

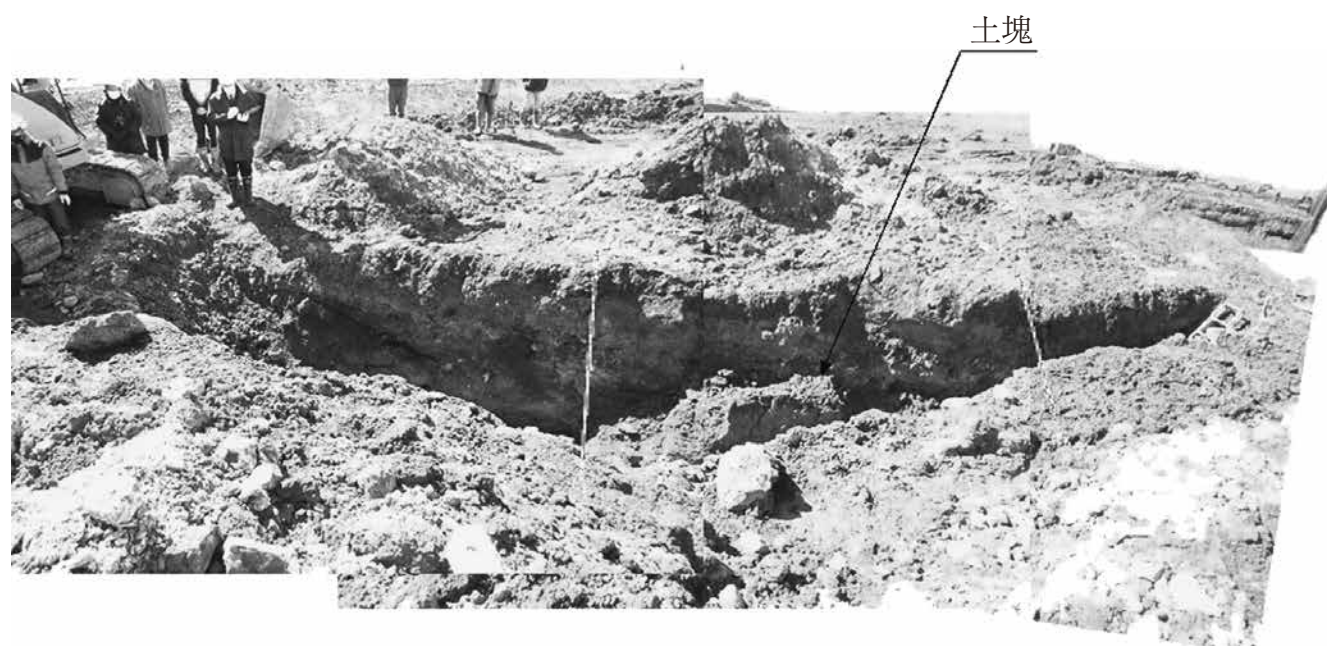
電線の地中埋設作業を行うため、ドラグ・ショベルで掘削された溝（深さ最大 2.5 メートル、掘削面のこう配最大 100 度）の内部で作業を行っていたところ、掘削側面が崩落し被災した。

発生原因

- ① 掘削溝に、土止めの設置、安全こう配による施工、土石除去等といった、土砂の崩壊による危険防止（以下「土止めの設置等」という。）の措置を講じていなかったこと。
- ② 作業箇所及びその周辺の点検を行っていなかったこと。
- ③ 土砂崩壊の危険性や安全対策に係る教育が不十分だったこと。

防止対策

- ① 事前に掘削箇所の調査を行い、調査結果を踏まえ適応する作業方法、手順を定め、その定めにより作業を行うこと。なお、土砂の崩壊による危険がある場合は、土止めの設置等（「軽量鋼矢板工法」や「建込み簡易土止め工法」などの土止め先行工法が最も望ましい。）の措置を講じること。
- ② 点検者を指名して、作業箇所及びその周辺を点検させ、その結果を踏まえ、必要に応じて作業方法の変更（土止めの設置等を含む。）や立ち入り禁止等の措置を講じること。
- ③ 日常的にリスクアセスメント、K Y T（危険予知訓練）等の安全衛生活動に取り組み、作業者の安全意識を高めること。



(2) 誤作動したドラグ・ショベルのバケットにはさまれ（死亡）

発生状況

道路改良工事の集水桝の床付・砕石基礎作業において、被災者はバケットに入った砂利を鍬で掻き出していたところ、ドラグ・ショベルを動かすため運転者が運転席に乗り込んだ際、服（ヤッケ）の裾が左側操作レバーに引っかかった状態となり、ロックレバーを解除した時、アームが曲げ方向（手前側）に動きながら右旋回し、バケットの近くにいた被災者がバケットとコンクリート擁壁の間にはさまれた。

発生原因

- ① 運転者の服（ヤッケ）の裾が操作レバーに引っかかったこと。
- ② ドラグ・ショベルの作業装置の可動範囲に、被災者を立ち入らせたこと。
- ③ 運転者が乗り込んだ際すでにエンジンがかかった状態で、ロックレバーを解除する時、各操作レバーが中立であることの確認を怠ったこと。

防止対策

- ① 防寒具は裾が締め、レバー等に引っかかりにくい服を着用すること。
- ② 運転中のドラグ・ショベルに接触することにより危険が生じる箇所に、作業者が立ち入らない作業計画を定め、その作業計画により作業を行うこと。
- ③ ドラグ・ショベルの運転者が運転位置から離れる時は、バケットを地上に下ろして、原動機を止めること。また、原動機を起動させロックレバー解除する時は、運転者は各操作レバー等が中立であることを確認すること。



(3) トラックの荷台から墜落（死亡）

発生状況

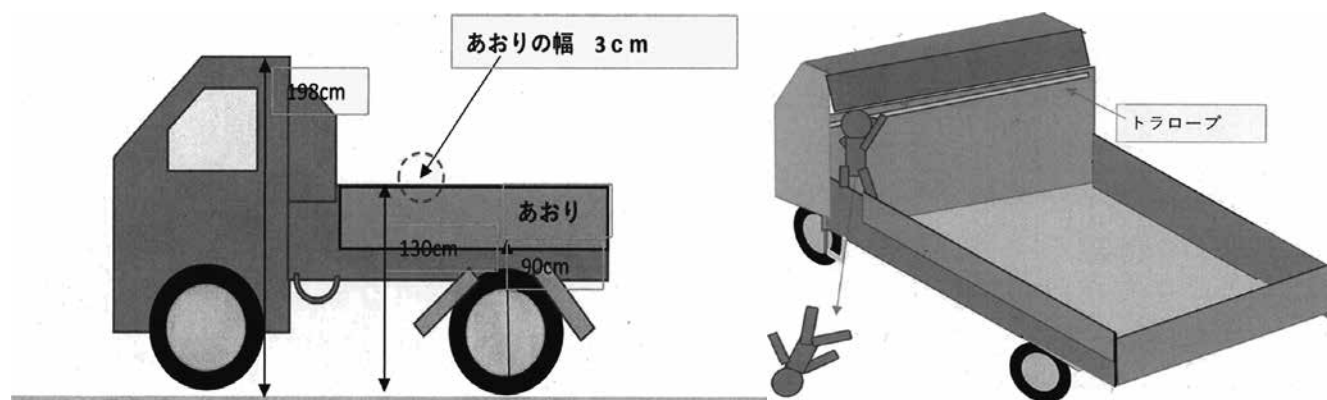
2トンダンプトラックを駐車させ、荷台上で準備作業を行った後路面に降りるため、キャビンに固定されたトラロープを握りあおり天端上に乗るふみ面に片足を乗せようとした際、路面（アスファルト）に後頭部から墜落した。

発生原因

- ① トラックの荷台から降りる際、荷台用ステップなどの昇降設備を使用せず、不安定なあおりに乗って降りようとしたこと。
- ② 保護帽を着用していなかったこと。
- ③ 荷台での作業を行わないことも含め、あらかじめ、安全な作業計画を定めていなかったこと。

防止対策

- ① トラックの荷台に昇降する際は、持ち運び可能な手すり付き荷台用ステップなどの昇降設備を準備し、これを使用して昇降すること。なお、トラックに装備するサイドステップは、滑り止めの効果を有する踏み面があることが望ましい。
- ② トラックの荷台に昇降し作業する際は、型式検定に合格した「墜落時保護用」の保護帽を着用すること。
- ③ あらかじめ、作業のリスクを見積り、リスク低減対策を講じること。



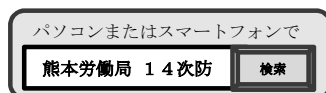
第14次労働災害防止推進計画(14次防)

令和5年度から令和9年度までの5年間で「14次防」として、労働災害防止計画を推進しています。計画の重点事項として、以下の7つの取り組みを行います。裏面にある表は14次防での達成目標を示したものです。各事業場での取り組み率を目標としておりますので、積極的な取り組みをお願いします。

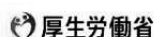
それぞれの取り組みにかかる情報を熊本労働局ホームページで発信しております。下記QRコードから確認ができますので、ぜひご覧ください。

重点事項

- 1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
 - ア 安全衛生対策に取り組む事業者が評価される社会環境の整備
 - イ 労働安全衛生におけるDXの推進
- 2) 行動災害の防止対策
- 3) 高年齢労働者の労働災害防止対策
- 4) 多様な働き方への対応や外国人労働者の労働災害防止対策
- 5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 6) 業種別の労働災害防止対策
 - ア 陸上貨物運送業対策
 - イ 建設業対策
 - ウ 製造業対策
 - エ 林業対策
- 7) 労働者の健康確保対策
 - ア メンタルヘルス対策
 - イ 過重労働対策
 - ウ 産業保健活動の推進
 - エ 化学物質等による健康障害防止対策の推進
 - (1) 化学物質による健康障害防止対策
 - (2) 石綿、粉じんによる健康障害防止対策
 - (3) 熱中症、騒音による健康障害防止対策
 - (4) 電離放射線による健康障害防止対策



https://jsite.mhlw.go.jp/kumamoto-roudoukyoku/newpage_00803.html



熊本労働局

(アウトプット・アウトカム指標一覧)

No	重点事項	アウトプット指標	判定基準	アウトカム指標
1	行動災害 防止対策	【全業種】 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	・耐滑靴、踵きにくい靴の導入。 ・転倒危険箇所マップの作成。 ・滑りにくい床面塗装の採用。 ・転倒防止体操の励行。 ・転倒災害防止に係る安全衛生教育の定例化。 等	・転倒の年齢層別死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。 ・転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。 ・社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。
2		卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。	・非正規社員を含む雇入れ時の教育の実施。 ・年間計画に基づく教育の実施。 ・作業手順の作成とその周知の実施。 等	
3		介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。	・導入のための推進チームの結成。 ・リフト等の福祉用具の導入。 ・職員研修の実施と責任者の選任。 等	
4	高年齢 労働者 対策	【全業種】 エイジフレンドリーガイドラインに基づく高年齢労働者の安全確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	・エイジアクション100のチェックリストの活用。 ・身体機能の低下を補う設備・装置の導入。 ・高年齢者の特性を考慮した作業管理。 ・高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応。 等	・60歳代以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。 ・50歳代以上の労働者の新型コロナウイルス感染症を除く災害発生件数を2022年と比較して2027年までにその増加に歯止めをかける。
5	外国人 労働者 対策	【全業種】 母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	・職場の安全サイト掲載の動画教材の使用。 ・厚労省HP掲載のマンガ教材の使用。 ・事業者が独自に作成した教材の使用。 等	・外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下とする。
6	陸上貨物 運送事業	陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインに基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。	・陸運事業者及び荷主等のそれぞれに荷役災害担当者を指名。 ・陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置。 ・安全作業連絡書による連絡調整の実施。 等	・陸上貨物運送事業の死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。
7	建設業	墜落・転落災害の防止に関するリファレンスに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。	・COHSMS、ISO45001の導入。 ・建設店社でのリファレンスの実施。 ・建設現場でのリファレンス（リフ KY を含む）の実施。 等	・建設業の死亡者数を2027年までに2022年と比較して15%以上減少させる。 ・建設業の死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。
8		はさまれ・巻き込まれ災害及び激突され災害の防止に関するリファレンスに取り組む土木工事業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。		
9		切れ・こすれ災害及び転倒災害の防止のリファレンスに取り組む建築工事業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。		
10	製造業	機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。	・「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づくリファレンスの実施。 ・機械関係の作業マニュアルの作成及び関係労働者への周知。 ・はさまれ危険箇所の見える化の実施。 等	・製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。
11		切れ・こすれ災害及び転倒災害の防止に取り組む食料品製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。	※切れ・こすれ災害に関して、 ・使用機械のリファレンスの実施。 ・包丁の使用に関して、保護手袋の使用。 等 ※転倒災害に関しては「行動災害防止対策」に同じ。	
12	林業	「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	・現場での事前実地調査結果に基づきリファレンスを実施した上での作業計画の策定。 ・適正な受け口、追い口、つるの作成。 ・偏心木、裂けやすい木に対する追いづる切りの採用。 等	・林業の死亡者数を2027年までに2022年と比較して15%以上減少させる。
13		作業開始前の朝礼において、チェックリストに基づいて作業者の資格の確認を行う事業所の割合を2027年までに80%以上とする。	・熊本労働局で事業者向けに作成したチェックリストを用いて確認している。 ・事業者が独自に作成したチェックリストにより確認している。 等	
14	健康確保 対策	企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。	・年次有給休暇管理簿に基づいて、毎年一定の基準日を定めて取得率を算定している。 等	・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。
15		勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。	・就業規則又は労働協約において、終業から次の始業までの休息時間を9時間以上確保することを定めている。 等	
16		メンタルヘルス対策に取り組む事業者（労働者10人以上）の割合を2027年までに80%以上とする	・ストレスチェックの実施。 ・メンタルヘルスに係る研修会の実施。 ・心の健康づくり計画の作成。 等	・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。
17		50人以上の事業場におけるストレスチェックの集団分析実施の割合を2027年までに90%以上とする。	・実施者による集団分析の実施。 ・衛生委員会への分析結果の報告・検討。 等	
18		50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。	・ストレスチェック指針に基づく適正なストレスチェックの実施。 等	
19		必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。	・外部資源を含めた産業保健スタッフの確保と相談体制の整備。 ・治療と仕事の両立支援制度の導入。 等	
20	化学物質 対策	労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。	・GHS分類が行われている全ての化学物質を含有する製品について、ラベルの表示、SDSの交付を行っている。 ・SDSの交付については、直接交付する以外に、自社のホームページにデータを掲載するとともに、そのアドレスを相手に通知している。 等	・化学物質の性状に関連する強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を2018年から2022年までの5年間で比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。
21		労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とする。とともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。	・GHS分類が行われている全ての化学物質を含有する製品について、SDSの交付を受けた上でリスクアセスメントを行っている。 ・リスクアセスメントの実施結果に基づき、衛生委員会においてばく露低減措置を検討し実施している。 等	
22		熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。	・環境省の暑さ指数メール配信サービス等の活用。 ・暑さ指数計の導入と活用。 等	

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を 防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じる必要があります

「つまづき」等による転倒災害の原因と対策

- ☐ (なし)
 - 何もないところでもつまづいて転倒、足がもつれて転倒
 - 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入（★）
- ☐

 - 作業場・通路に放置された物につまづいて転倒
 - バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
- ☐

 - 通路等の凹凸につまづいて転倒
 - 敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消
- ☐

 - 作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまづいて転倒
 - 適切な通路の設定
 - 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- ☐

 - 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒
 - 設備、什器等の角の「見える化」
- ☐

 - 作業場や通路のコードなどにつまづいて転倒
 - ※引き回した労働者が自らつまづくケースも多い
 - 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策

- ☐

 - 凍結した通路等で滑って転倒
 - 従業員用通路の除雪・融雪、凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する（★）
 - ☐

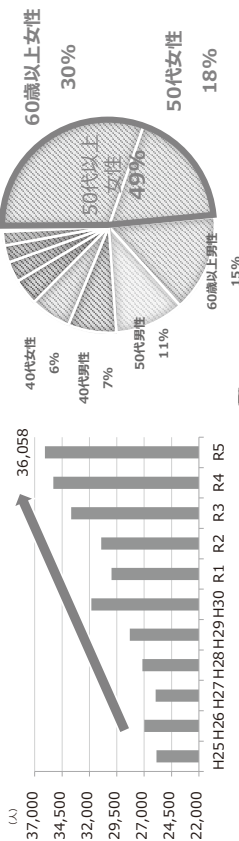
 - 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒
 - 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底）
 - ☐

 - ウェットエリア（食品加工場等）で滑って転倒
 - 滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
 - 防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工（★）
 - 隣接エリアまで濡れないよう処置
 - ☐

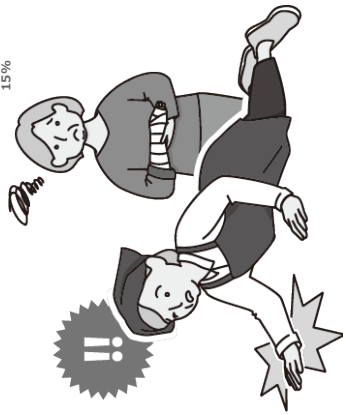
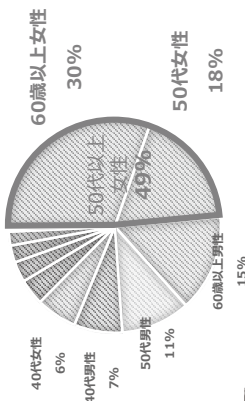
 - 雨で濡れた通路等で滑って転倒
 - 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う
- （★）については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」を利用できます
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

！ 職場で転倒して骨折（転倒災害）

転倒災害は増加の一途



性別・年齢別内訳（令和5年）



転倒災害による平均休業日数（令和5年）

48.5日

※労働者死傷病報告による休業見込日数

よくある転倒の原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

- 加齢とともにすべての人が、転びやすくなります
 - ✓ いますぐ「転びの予防 体力チェック」
 - ✓ 「毎日かんたん！ロコモ予防」 （出典：健康寿命をのばそう SMART LIFE PROJECT）
- 特に女性に加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
 - ✓ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
 - ✓ 骨粗鬆症予防も一緒に！「骨活のすすめ」 （出典：健康寿命をのばそう SMART LIFE PROJECT）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

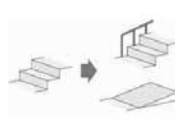
(R6)

エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)



働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう



1 安全衛生管理体制の確立

● 経営トップによる方針表明と体制整備

経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。

● 高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。

● 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

● 健康状況の把握

雇い入れ時および定期の健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

● 体力の状況の把握

事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

● 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応

・基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。

・個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。

● 心身両面にわたる健康保持増進措置

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

5 安全衛生教育

● 高年齢労働者、管理監督者等に対する教育

労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。

（再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）

エイジフレンドリー補助金

- エイジフレンドリー補助金では、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者（60歳以上）の労働災害防止に取り組む中小企業事業者の皆さまを支援しています。
- 高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒・腰痛防止のための専門家による運動指導等の実施、労働者の健康保持増進に取り組む際は、エイジフレンドリー補助金を是非、ご活用ください。

エイジフレンドリー
補助金

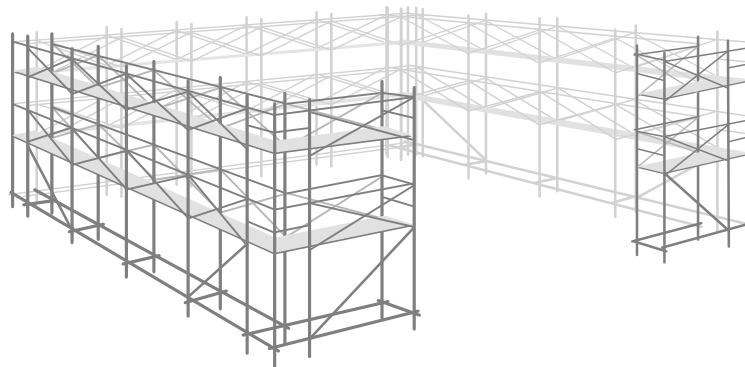


厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

(R6. 4)

足場からの墜落防止措置が強化されます

● 改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行 ●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

改正のあらまし

①

一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

②

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

③

足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

令和 6 年 4 月 1 日以降、幅が 1 メートル以上の箇所[※]において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が 1 メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

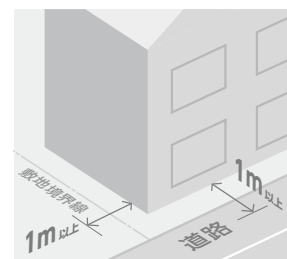
つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が 1 メートル以上ある箇所のこと。

●「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

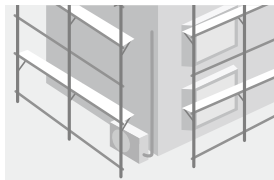
足場設置のため確保した幅が 1 メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。

なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が 1 メートル以上の箇所」を確保してください。

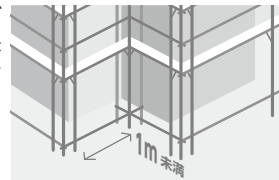


●「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

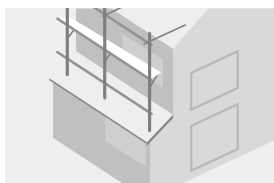
- ・ 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を 2 本設置することが困難なとき



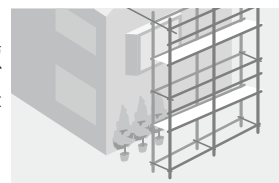
- ・ 建築物の外面の形状が複雑で、1 メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- ・ 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を 2 本設置することが困難なとき



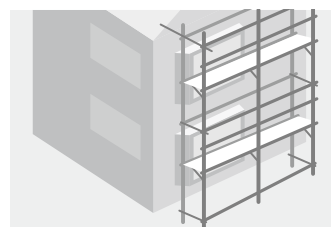
- ・ 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔[※]が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる



※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が 30 センチメートル以内とすることが望ましいです。

<留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を 1 本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。

2

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

安衛則第 567 条、第 568 条、
第 655 条R5.10.1
施行

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- ・ 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- ・ 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第 88 条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- ・ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- ・ 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

3

足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

安衛則第 567 条、第 655 条

R5.10.1
施行

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に 2 で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

<留意点>

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約 400 人もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第 19 条の 3 に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

● 労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

(1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第 18 条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

(4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるよう、令和 4 年度より、学識経験者、建設関係団体等のご協力を得て「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関する WG」を設置し、安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に向けた取組を進めています。「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関する WG」での議論や成果等は、順次、以下の HP で公表します。



https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html

問い合わせ先：国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室
電話番号：03（5253）8111（内線 24813 / 24816）

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

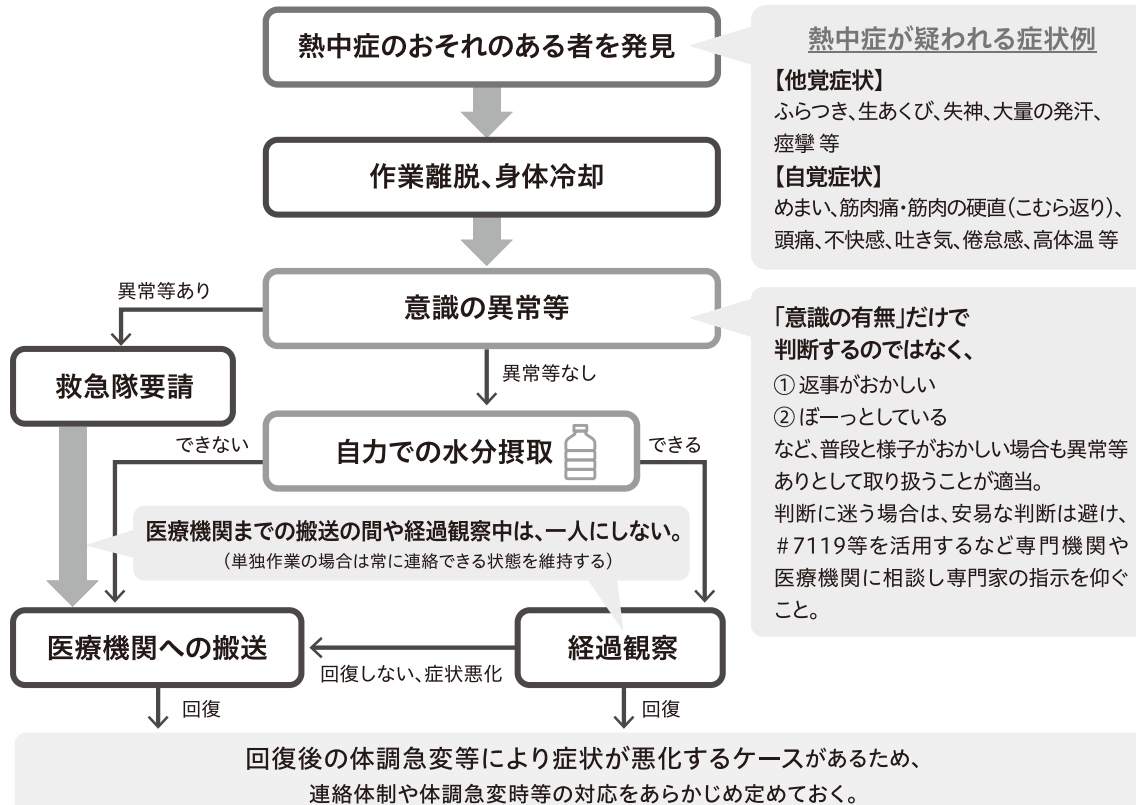
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。

※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

職場における熱中症対策の強化について

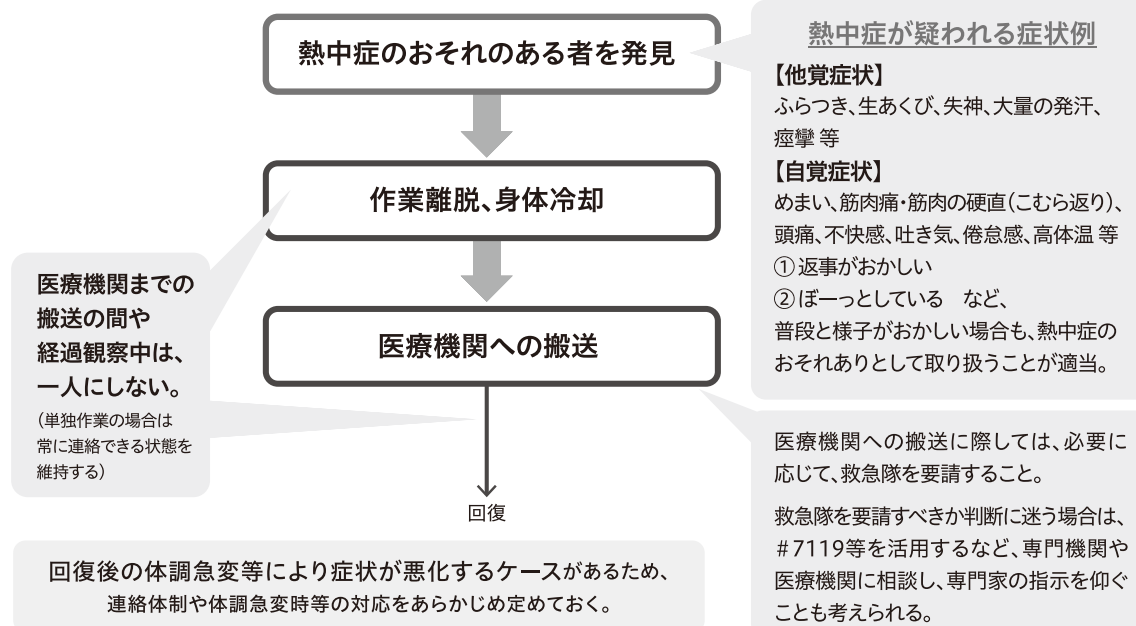
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2 に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所以に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

法令改正等の主な内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も対象にすることが義務付けられます。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人**もその対象とすること
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人**についても火気使用を禁止すること
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人**も退避させること

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所で例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、
① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面
② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面
については、**事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨**されます。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

2024年4月作成

注意事項

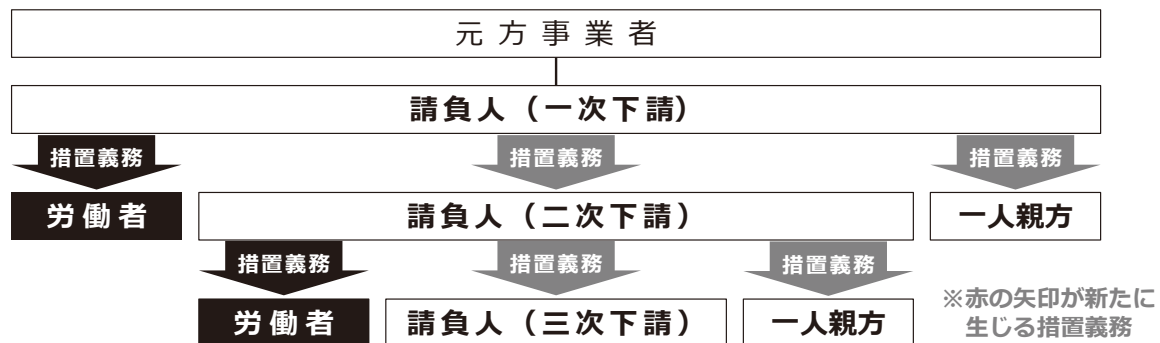
重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

《危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知》

事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項・第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の4省令を含む）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければなりません。

周知の方法

- 周知は以下のいずれかの方法で行ってください。
周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。
- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
 - ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
 - ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
 - ④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人も立入禁止や喫煙、火気使用の禁止を遵守しなければなりません。

令和7年度

高度安全機械等導入補助金

Web登録期間

令和7年4月10日(木)～令和8年1月30日(金)まで

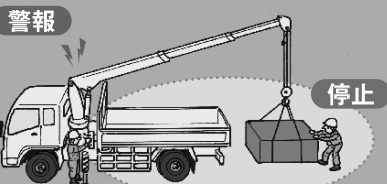
※予算を上回る申請があった場合、上記期間中であっても公募を中止することがあります。その場合はホームページでお知らせします。

対象者

- (1) 中小企業である者
 - (2) 申請時において建設業許可を有して期限内であること
- ※対象者の詳細は、建災防補助金ホームページをご参照ください。
(<https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/index.html>)をご確認ください。

補助対象機及び補助額概要

積載形 トラッククレーン



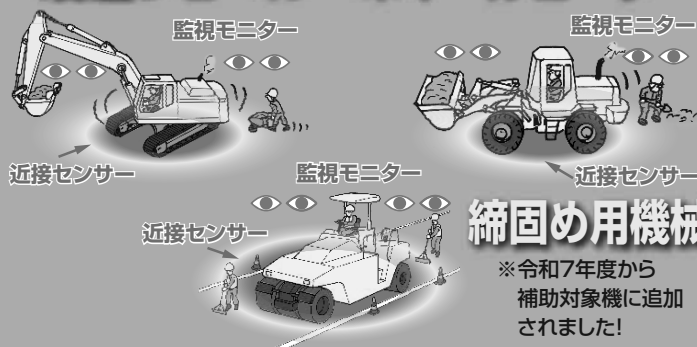
(1) 補助金支出基準

構造規格を上回る追加安全措置基準
(過負荷時に警報を発し、かつ停止する機能を有する過負荷防止装置で、(一社)日本クレーン協会規格JCAS2209-2024又はJCAS2204-2021に適合するもの)

(2) 補助金交付額

補助対象経費(見積額)の1/2
ただし、
1台当たりの上限：1,000,000円

油圧ショベル ホイールローダー



(1) 補助金支出基準

厚生労働省が安全性能を有すると認める以下のもの

- ① 動作の停止・減速を伴うもの(「近接センサー」)
または
- ② 複数カメラを有するもの(「監視モニター」)

(2) 補助金交付額

補助対象経費(見積額)の1/2

ただし、

1台当たりの上限：「近接センサー」1,000,000円
「監視モニター」 500,000円

※令和7年度から
補助対象機に追加
されました!

※同一申請者当たりの年度内申請上限：5,000,000円

詳しくは、建災防補助金ホームページをご覧ください。

<https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/>

補助金 建災防



建災防本部
ホームページ



お問合せ先

建設業労働災害防止協会 高度安全機械導入支援補助金事務センター

住所：〒108-0073 東京都港区三田3-11-36 三田日東ダイビル8階 建災防 高輪分室

電話：03-6275-1085 (9:00～16:30※土日祝日を除く)

建設機械等の安全装置

装着ヨシ!



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



建設業労働災害防止協会(略称:建災防)

照会先
熊本労働局労働基準部健康安全課
〒860-8514
熊本市西区春日2-10-1
熊本地方合同庁舎A棟9階
☎(096)355-3186